

平成19年 労働者災害補償保険法

〔問 2〕 次の各文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

なお、以下において「労災保険」とは、「労働者災害補償保険」のことである。

- 1 労災保険では、保険給付として、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付並びに A を行うほか、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るための事業の一環として、保険給付の支給事由に応じた特別支給金の支給も行っている。
- 2 業務災害に関する保険給付(B 及び介護補償給付を除く。)は、労働基準法に定める災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は C に対し、その請求に基づいて行われる。
- 3 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、D 介護を要する状態にあり、かつ、D 介護を受けているときに、当該介護を受けている間(障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に入所して同法に規定する生活介護を受けている間、病院又は診療所に入院している間等を除く。)、E に対して、その請求に基づいて行われる。

選択肢

- ① 一次健康診断等給付 ② 介護を行う者 ③ 介護を行う親族
- ④ 健康管理給付 ⑤ 厚生労働省令で定める
- ⑥ 厚生労働省令で定める者 ⑦ 厚生労働大臣が定める者
- ⑧ 三親等内の親族 ⑨ 常 時 ⑩ 常時又は随時
- ⑪ 常態として ⑫ 傷病補償給付 ⑬ 傷病補償年金
- ⑭ 葬祭料 ⑮ 葬祭を行う者 ⑯ 葬祭を行う親族
- ⑰ 当該労働者 ⑱ 特別加入者給付
- ⑲ 二次健康診断等給付 ⑳ 予防健康診断等給付

第39回(平成19年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点28点以上かつ各科目3点以上
- ② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目	出題形式	選択式					択一式										
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	問2	⑲	⑬	⑮	⑩	⑰		D	E	C	D	C	C	B	A	E	B